○内閣府告示第百六十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第三百二十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十五年六月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都千代田区

二　構造改革特別区域の名称　キャリア教育推進特区

三　構造改革特別区域の範囲　東京都千代田区の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業（八一一）、学校設置会社による大学等設置事業（八一六）及びインターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（八三二）

○内閣府告示第百六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第五十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十五年六月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　八王子市

二　構造改革特別区域の名称　情報産業人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　八王子市の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　学校設置会社による学校設置事業（八一六）

○内閣府告示第百六十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第百六十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十五年六月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　佐渡市

二　構造改革特別区域の名称　佐渡トキめきアルコール特区

三　構造改革特別区域の範囲　佐渡市の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第百六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第五十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十五年六月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　志摩市

二　構造改革特別区域の名称　志摩市なごやか給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　志摩市の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第百六十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　旭川市

二　地域再生計画の名称　地域産品の移輸出力強化と交流人口拡大による雇用創造プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　旭川市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第百六十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　釧路市

二　地域再生計画の名称　くしろ木づなプロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　釧路市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　特定地域再生事業費補助金（四の六）

○内閣府告示第百六十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　十和田市

二　地域再生計画の名称　「届け！奥入瀬の魅力！」～「食の地域資源」活用とブランド化による雇用創出プロジェクト～

三　地域再生計画の区域の範囲　十和田市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第百六十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　気仙沼市

二　地域再生計画の名称　気仙沼振興・新産業創生プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　気仙沼市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第百六十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　酒田市

二　地域再生計画の名称　企業誘致と地域資源を活用した起業、事業拡大による雇用創出プラン～若者が定着し心豊かに暮らし続けられるまちを目指す～

三　地域再生計画の区域の範囲　酒田市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第百七十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三